

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点 〔令和3年10月21日開催 信託協会〕

1. 後見制度支援預貯金・後見制度支援信託導入状況に関するアンケート調査 結果の公表等について

- 「後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の各金融機関への導入状況」について、4月にアンケート調査を実施し、その結果を7月30日に公表した。
- アンケート調査の結果、全体では個人預貯金残高ベースの割合でKPI(50%)を上回る約65%が導入済となっており、導入に向けた取組みが進んでいると認識している。(昨年同期：約56%)。
- 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とする観点から、導入に向けた前向きな検討を進めていただくとともに、導入済の金融機関においても、高齢者等のニーズに適切に対応した金融サービスの提供に向けた取組みを継続していただきたい。
- また、「成年後見制度基本計画見直し」に関して8月4日に中間とりまとめが公表された。同とりまとめにおいては、本人以外から預金取引の申出を受けた際、本人の権利擁護の観点から、取引の必要性や利便性とともな権利侵害の防止も重視して対応することが期待される旨、記載された。
- このような申出に対し円滑に対応できるよう、厚生労働省が運用する「成年後見制度利用促進ポータルサイト」を活用する等、顧客対応を行う営業店職員への周知を通じて、成年後見制度の理解を促進していただきたい。

2. 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」の開催について

- 10月25日に、「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」第4回を開催する。8月に貴協会の融資部会委員行にご協力いただいたアンケートの結果等を踏まえ、制度設計や実務上の課題などについて議論を行う予定。

- アンケートでは、当局が事業成長担保権の活用を強制しないようにとのご要望もいただいた。各金融機関においては、多様な経営環境の下で、各々のビジネスモデルの構築を進めていると承知している。金融庁としても、事業成長担保権は、選択肢の一つとしては是非活用していただきたいが、活用を画一的に求めることは全く不適當と考えている。
- より良い実務の発展に向けて、この他にも、忌憚なく意見をいただきたいと思っており、引き続き、協力をお願いしたい。

3. REVICareer(レビキャリア)の本格稼働について

- 金融庁は、令和2年度より「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始。大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援している。
- 足元では、地域経済活性化支援機構(REVIC)に整備する大企業人材の情報登録システム(通称「REVICareer(レビキャリア)」)が、10月1日より本格稼働を開始した。今後は、レビキャリアに登録されている大企業人材に対して、有料職業紹介事業の許可を受けている地域金融機関等からアプローチすることが可能となる。
- 主要行等においては、レビキャリアへの登録にあたり、協力いただき感謝申し上げます。来年1月以降は、地域金融機関等から登録された求人票を、レビキャリア上で大企業側からも閲覧できるようになる予定であり、人材登録の参考としていただければ幸い。引き続き、本事業への理解・協力をお願いしたい。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF(金融活動作業部会)の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。

- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。しかしながら、金融機関等に対する監督の強化、金融機関等での取組強化に優先的に取り組むべきとされている。
- 当報告書を踏まえ、政府は今後3年間の行動計画を策定し、官民が連携してしっかりと対応していくこととしている。引き続き、金融庁マネロン・ガイドラインに則して、マネロン・テロ資金供与対策の高度化に取り組んでいただきたい。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべきと明記されている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様に、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広くご理解・ご協力を求める広報活動等を行う予定。

《マネロン等対策に関する半期フォローアップアンケートについて》

- マネロン等対策については、4月に、各金融機関に「マネロン・ガイドライン」で対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させるため、対応計画を策定し、適切な進捗管理の下、着実な実行を図ることを要請。
- 今般、各金融機関において進められているマネロン態勢の整備について、9月末時点での進捗状況を確認させていただくために、各金融機関にフォローアップアンケートを送付したところ。
- マネロン等対策は重要な課題であり、引き続き協力をお願いしたい。

5. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の金融機関でも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要。
- 金融庁としても、引き続き、
 - ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
 - ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習(Delta Wall VI)を拡大して実施する、ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要。
- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《ITガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、ITガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ ITガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、

- ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しする
- など、ITガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

6. サステナブルファイナンス有識者会議について

- 9月22日、第9回目のサステナブルファイナンス有識者会議を開催。
- 同会議では、
 - (1) 「企業開示の充実」、「市場機能の発揮」、「金融機関の投融資先支援とリスク管理」といった今後のサステナブルファイナンスの取組みの全体像、
 - (2) 特に「市場機能の発揮」に関して、ESG関連債等の情報を集約するものとして日本取引所グループ(JPX)が整備するプラットフォームのあり方や、プラットフォームを通じてわが国としてグリーンボンド等の適格性を認証していく枠組みのあり方などについて、議論いただいた。委員からは、特に市場整備について、
 - ・ わが国のESG関連の債券・企業情報などは必ずしも集約化されておらず、プラットフォームにおいて情報を一元化することは投資家・金融機関等にも意義があるのではないか、
 - ・ 一方で、認証枠組みについては、国際的議論、産業別ロードマップなどの国内の様々な検討それぞれが重要で、これを踏まえていく必要がある、といった意見があった。
- 市場環境の整備を通じて、トランジションを含めた日本企業の取組みが適切に評価され、国内外の成長資金がこうした取組みに活用されるよう、更に検討を進めていく所存。
- 「ESGへの取り組み促進に関する研究会」において企業におけるESGへの取組みと課題等について議論されているものと承知。引き続き連携を取りながら対応を進めさせていただければ幸い。

7. 10月開催のG20の成果物について

- 10月13日に米国・ワシントンDCにてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が対面開催され、会議終了後には共同声明が発出された。同会議の成果物のうち、①サステナブルファイナンス及び②クロスボーダー送金の改善について紹介したい。
- サステナブルファイナンスについては、G20SFWG（サステナブルファイナンス作業部会）が策定したG20サステナブルファイナンスロードマップ及び統合レポートが承認された。ロードマップでは、気候と持続可能性に関するSFWGの今後複数年にわたる作業計画等が示されている。
- 気候については、我が国がトランジションファイナンスの重要性を国際的に主張してきたことが功を奏し、取組みの必要性が広く認識されることとなった。今後SFWGがトランジションファイナンスに関するハイレベル原則を策定する予定。また、サステナブルファイナンスの対象を生物多様性や社会問題にも徐々に広げることの重要性が、G20で共通の認識となっている。COP26やCOP15を含め、国際的議論をぜひフォローし、対応を検討していただきたい。
- 次に、クロスボーダー送金の改善については、コスト・スピード・透明性・アクセスの4つの課題の対処に向けた定量目標が承認された。2027年末までにグローバルな平均送金コストを1%以下に引き下げることを目指す等、野心的な目標となっており、まずは目標のモニタリングに必要なデータの収集方法等について日本銀行や民間決済事業者等と議論を行うなど、実現に向けて公的部門と民間部門の連携を進めていきたい。

（以上）